

第3次熊野町行政改革大綱

平成15年3月

熊野町行政改革推進本部

1 第3次行政改革大綱の策定にあたり

本町では、昭和60年に第1次、平成8年に第2次行政改革大綱を策定し、その大綱に基づき様々な行政改革の施策を実施し、特に、第2次行政改革大綱による施策は、新庁舎への移転を契機として、行政は最大のサービス業であるとの意識改革や町民のニーズに即応すべき能力を持たせるため、組織を挙げて職員の資質の向上に取り組んできました。

また、平成12年6月には^{注1}第4次熊野町総合基本計画を策定し、都市基盤の整備をはじめ各分野の行政施策を総合的かつ計画的に展開し、「三世代が住みよい緑の生活創造都市・熊野町」を目指したまちづくりを推進しております。

しかしながら、行政を取り巻く社会環境は、^{注2}経済のボーダレス化の進展、情報通信技術の普及と飛躍的な進歩、少子・高齢化、住民の環境問題に対する意識の高まりなど様々な分野で変化を続けており、国及び県においては、地方分権、規制緩和、市町村合併の推進や^{注3}公務員制度改革などを通じて「自己決定と自己責任」を基調とし、これまでの行政の組織・制度の在り方、行政と住民との関係を抜本的に見直す新たな行政システムの構築が進められています。

本町でも、平成12年4月の^{注4}地方分権一括法の施行により拡充される権限を活かすとともに、町が自らの責任を果たし、住民と行政がそれぞれの責任と役割を担い、協働でまちづくりを進めていくことにより個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図ることが求められています。

一方、長引く不況に伴い、町税収入が落ち込むとともに、^{注5}地方交付税が減額されるなど厳しい財政状況の中、行政サービスの維持・向上に努めるために、民間活力の導入及び行政の組織・事務の減量や効率化などを図る必要があり、本町においても既存の行政システムの改革に取り組み、こうした時代の要請に柔軟かつ迅速に対応し、住民の福祉の向上を図る必要があります。

こうした現状を踏まえ、本町が魅力ある地域として発展するためには、なお一層の行政改革を行う必要があり、今回第3次行政改革大綱を策定し、平成19年(2007年)を目途として計画的に行政改革を実施します。

2 行政改革大綱の基本理念

本町の行財政を取り巻く極めて厳しい社会環境を踏まえ、簡素で効率的な行財政運営を一層推進していきます。

あわせて、地方分権型社会にふさわしい行政と住民との協働のまちづくりを進めるため、多くの住民が積極的にまちづくりに参加しやすい環境整備の推進と、地方分権の推進に柔軟に対応し、自ら考え自らが決定することができる政策形成能力、問題解決能力の高い人材の育成に取り組み、21世紀のまちづくりを支える新しいシステムを構築します。

3 取り組みの主な視点

簡素・効率的な財政運営と行政サービスの質的向上

厳しい財政環境の中で少子・高齢社会が進展するなど行政に対する地域住民ニーズの増大が予測されることや各種施設の維持管理、^{注6}電子自治体をめざした情報化システムの稼働など経常的な管理運営コストの増大が懸念されることから、事務事業の見直しや施設運営の効率化、民間活力の導入などを推進し、簡素で効率的な財政運営を推進します。

また、成果主義の浸透と行政サービスの質的向上を目指し、住民生活の視点に立ったうえで町が行う施策や事務事業の成果を評価し、今後の施策や事務事業に反映させていく^{注7}行政評価システムの導入に取り組みます。

住民のまちづくりへの参加

個性豊かで活力のある地域社会を実現していくためには、住民と行政がそれぞれの役割を担いながら協働でまちづくりを進めていくことが不可欠なことから、地域の自主的・自発的な活動を促し、多くの町民が参加しやすい環境整備に取り組みます。

時代の変化に柔軟に対応し積極的な意欲と能力を持つ人材の育成

時代の要請に的確に対応できる政策形成能力、問題解決能力を持った人材を育成することが急務であり、そのための人材育成と適材適所による効果的な人事配置を目指した新たな人事管理制度や研修制度の充実に取り組みます。

4 行政改革大綱の柱

第3次行政改革大綱では、以上の基本理念と取り組みをもとに、次の5本の柱に基づき、本町の行政改革を進めます。

柱

住民の多様化したニーズへの対応と住民参加

情報公開と行政情報化の推進

経費節減と受益者負担の見直し

組織・事務の簡素・効率化

職員の資質向上とそれを促す人事管理

実施項目

住民の多様化したニーズへの対応と住民参加

今日、行政を取り巻く環境は、多種多様な分野において流動的であり、不確定な状態となっているため、行政に対する住民の要望も、ますます複雑・多様化しています。

このため、広く住民の声を聴き政策に反映する体制を整え、きめ細やかなサービスを提供していきます。

情報公開と行政情報化の推進

近年、行政に対する情報公開の要望は高くなり、本町では、平成13年6月に^{注8}情報公開条例を施行して、住民が情報の公開を求める権利の保障をしていますが、開かれた町政を推進するためには、住民の請求を待たずして、積極的に情報を公開することにより行政の透明性、説明責任の徹底を図ります。

経費節減と受益者負担の見直し

景気の長期低迷により、町税は減少し、地方交付税も段階的に減額されていくことが確定しており、税徴収の効率を上げる策を講じていますが、それにも限界があり、行政サービスを行うための財源の減少は避けては通れないものとなっています。

このことを職員が強く認識して、不要不急と思われる支出を削減し、町の施設、サ

ービスを利用したときの負担の関係を見直すことにより、今以上に支出の削減と応益負担の適正化を図ります。

組織・事務の簡素・効率化

(1) 組織機構の見直し

細分化された係制による行政運営は、職務執行上の人員不足を招き、行政効率を図るうえでの妨げとなっています。複雑・多様化する住民ニーズや新たな行政課題に対し、迅速かつ的確に対応するための柔軟性及び機動性の高い組織体制への見直しを行います。

(2) 総合調整機能の徹底強化

円滑な行政運営の妨げとなる縦割行政の弊害を極力排除し、総合調整機能の徹底した強化を図り、新たな行政課題や高度化・多様化する行政需要に即応した施策として総合的・機能的な展開を図ります。

(3) 意思決定システムの確立と決裁制度の改善

事務処理の効率化を図るため、^{注9} 庁内 LAN の一層効果的な活用を進めるとともに、情報の共有化による意思決定の迅速化や行政運営の高度化を図ります。

(4) 行政評価の推進

行政運営の改善・適正化を図るため、町が実施する事業を対象に合法、適正、効率等の観点から評価を実施します。

(5) 合併への対応

県が示す^{注10} 「市町村合併促進要綱」におけるメリット・デメリットを勘案しながら合併に関する町民の意見集約のあり方について、検討を進めます。

職員の資質向上とそれを促す人事管理

今、求められている職員像は、住民の視点に立ち、考え、行動する行政サービスマンです。住民が期待する資質の向上は、積極的な自己改革なくしては望めないことから、職員一人一人の自発的な研修への携わり方やそれをサポートする職場体制の確立を図ります。

また、適切な人事管理を行うとともに、より明確で公正な評価基準を設け、公正・公平な^{注11} 勤務評定を行うことにより、「努力と成果が報われる人事管理」を実施し、職員の

労働意欲，職務能力の向上を図ります。

5 行政改革の推進

現代の多様化するニーズに対して，これまでの行政主導サービスから脱却し，より住民の視点に立った公正で透明性の高い行政運営を実現するため，積極的に行政改革の進捗状況を公表します。

用語集

- 注1 第4次熊野町総合基本計画**：町の将来像を見通して、長期にわたる行政運営の基本を確立し、行政組織および施策を一つのまとまりあるものとするためのもので、基本構想、基本計画及び実施計画から構成している。
- 注2 経済のボーダレス化**：企業が国境を越えて国際的に活動を展開すること。
- 注3 公務員制度改革**：平成13年12月に国が策定した、真に国民本位の行政の実現を図ることを基本理念としたもので、国民の立場から公務員制度を抜本的に改革することで、行政の在り方自体の改革を目指している。
- 注4 地方分権一括法**：正式には「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」といい、国に集中している権限や財源を県や市町村に移すために関係している475の法律を一括して改正する法。
- 注5 地方交付税**：地方交付税は、各自治体の財源不足額に応じて国から配分されるお金で、自治体間の財政力の差をなくして、すべての自治体に同様のサービス提供を保証しようとするもの。
- 注6 電子自治体**：IT・ネットワーク技術を活用することで、自治体が持つ情報をコンピュータのデータに置き換えたり、各自治体及び各職員のパソコンの通信網結合を行い、情報の共有化を進め、各種申請、届出をインターネットでもできるようにした自治体のこと。
- 注7 行政評価システム**：行政の行う事務や事業の目標と成果を数値などの住民にわかりやすい形で示し、達成状況を行政及び外部評価機関が評価・検証して、評価結果を住民に公表するとともに、予算執行や計画策定、事務事業の見直し等に反映させていくシステム。
- 注8 情報公開条例**：町民の公文書の公開を請求する権利を保障し、町民の町政への積極的参加と公正で民主的な開かれた町政を推進するために設けられた条例で、知りたい情報を請求すれば、個人情報を除いて公開することになっている。
- 注9 庁内LAN**：庁舎内のコンピュータを有線又は無線で結び、電子メールの送付、デジタル情報の共有を行うもの。LANとはLocal Area Networkの略（狭い地域の通信網 インターネット）。
- 注10 市町村合併促進要綱**：平成12年11月に広島県が、県内の市町村の合併に向けて、合併の効果、課題、推進方策及び合併パターンを示したもの。県内の市町村の多くはこれに基づいて合併を検討している。
- 注11 勤務評定**：職務についての達成度や能力を公正に評価し、その結果を配置転換、昇任・昇格、昇給、勤勉手当の支給等の人事管理に結び付ける制度。